

大山隠岐国立公園

(大山蒜山地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1 変更理由	3
2 施設計画	4
(1) 利用施設計画	4
ア 集団施設地区	4
イ 単独施設	22
ウ 道路(歩道)	24
3 参考事項	39
(1) 指定植物	39
(2) 過去の経緯	43
(3) 公園区域	44
(4) 保護規制計画	46
ア 特別地域	46
(ア) 特別保護地区	49
(イ) 第1種特別地域	52
(ウ) 第2種特別地域	58
(エ) 第3種特別地域	64
イ 普通地域	73
ウ 面積内訳	76
(ア) 地域地区別土地所有別面積	76
(イ) 地域地区別町村別面積	78
(5) 保護施設計画	80
(6) 利用施設計画	82
ア 集団施設地区	82
イ 単独施設	90
ウ 道路	96
(ア) 車道	96
(イ) 自転車道	98
(ウ) 歩道	100
エ 運輸施設	104

1 変更理由

大山隠岐国立公園は、山陰地方を代表する主峰大山の一角が昭和11年2月に指定され、その後、昭和38年4月に隠岐島、島根半島、三瓶山及び蒜山地域の区域拡張に伴い、名称を大山隠岐国立公園に変更した。大山蒜山地域については山塊と裾野に広がる森林等に希少な動植物がみられ、大山地区は山頂部付近のダイセンキョロボク林や裾野に広がるブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林に覆われ、森林性の鳥類が多く生息している。蒜山地区は蒜山三山と裾野に広がる草地景観が特徴であり、毛無山周辺にはウスイロヒョウモンモドキ等の希少な動植物もみられる。

本地域の公園計画等については、昭和50年9月に全般的な見直し（再検討）が行われ、その後、昭和57年8月、平成2年3月及び平成9年9月にそれぞれ点検が行われた。さらに平成14年3月に毛無山及び宝仏山一角の編入を内容とする一部変更が行われている。

今回、自然的・社会的な条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園計画の変更（第4次点検）を行うものである。

2 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 集団施設地区

大山寺、鏡ヶ成及び榊水原集団施設地区を次のとおり変更する。

(表1：集団施設地区区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域
1	拡張	大山寺	平9.9.18	鳥取県西伯郡大山町大山の一部

(表2：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	大山寺	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 596林班及び603林班の各一部 鳥取県西伯郡大山町大山の一部	<p>本地区は、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に囲まれた標高約800メートルの傾斜地に位置し、古くから地蔵信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊が数多くある。米子大山線道路(車道)等により、米子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても広く知られている。</p> <p>利用形態は、登山、野営、自然探勝、スキーなどが主である。</p> <p>この恵まれた自然・文化環境や良好なアクセスを生かし、自然探勝及び屋外レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後の面積 (ha)
大山寺集団施設地区に隣接し、地形や植生等の自然条件が類似したスキー場を集団施設地区に編入し、一体的な利用を推進する。	127.9	233.7

整備計画区及び 基盤整備	整 備 方 針	面積 (ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	本地区の北部に位置する野営、スキー等の利用を中心とする整備計画区である。 本計画区の中央部の既存野営場及び北部の運動施設を適切に維持管理する。 また、既設スキー場を適切に維持管理するとともに、スキーシーズン以外にはピクニック園地としても利用できるように整備する。	197.6	一般計画 昭29. 2. 18決定 詳細計画 昭40. 12. 10決定 昭57. 8. 31変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18変更
中部整備計画区	本地区の中心的な整備計画区として、自然探勝、登山、スキー等の利用者のために、宿舎、休憩所、博物展示施設、駐車場、案内所等の施設を整備する。 また、佐蛇川の河畔に面した樹林は、自然探勝、散策のための園地として整備する。	19.3	区域 昭32. 10. 1 決定 昭40. 12. 10変更 昭57. 8. 31変更 平 2. 8. 8 変更 平 9. 9. 18変更
南部整備計画区	溝口大山線道路(車道)が通過し、佐蛇川左岸に位置するミズナラなどの自然林に囲まれた野営、宿泊等の利用を中心とする整備計画区である。 自然探勝、登山利用のために車道東部には宿泊施設の整備を図るとともに、西部には野営場として、セントラルロッジ、炊事等、便所、駐車場等の施設を整備する。	16.8	
道路(車道)	各整備計画区の有機的な連絡を図る車道を整備する。		
給 水 施 設	地区内の各施設に給水するための施設を整備する。		
排 水 施 設	地区内の各施設から排水(雑排水を含む。)を処理するために必要な施設を整備する。		
汚物処理施設	地区内の各施設から排出されるゴミ等の汚物を処理するため、必要な施設を整備する。		
面 積 計	国	31.9	私
	公	14.7	187.1
			233.7

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	鏡ヶ成	鳥取県日野郡江府町 大字御机の一部	<p>本地区は、御机笹ヶ平線道路（車道）及び蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、烏ヶ山南東部の標高約900メートル付近に位置し、周囲には良好なブナ林が広がる。一方、地区の中心部は草原景観を呈し、貴重な高層湿原も見られる。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスをいかし、登山、自然探勝、野営等のレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係									
中部整備計画区	<p>蒜山鏡ヶ成線道路（車道）及び御机笹ヶ平線道路（車道）が合流する本地区の拠点となる整備計画区である。</p> <p>自然探勝及びスキー利用者のために蒜山鏡ヶ成線道路の東側には本地区の中心施設である宿舎を中心に、園地等を整備し、西側は野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、駐車場等を自然環境に配慮して整備する。</p> <p>なお、本計画区中央部に広がる草原景観の維持に配慮するとともに、地区内の各施設へ給水のため必要な施設、各施設からの排水等（雑排水を含む。）を処理するための施設を整備する。</p>	36.9	<p>一般計画 昭31.6.5決定</p> <p>詳細計画 昭37.12.10決定 昭57.8.31変更 平2.3.8変更 平9.9.18変更</p> <p>区域 昭37.12.10決定 昭57.8.31変更</p>									
周辺部整備計画区	<p>象山、擬宝珠山等の山腹に位置する自然探勝、スキー利用等のための整備計画区である。</p> <p>冬期のクロスカントリー利用に配慮しつつ、北に位置する象山の自然林、湿原などを探勝するための歩道を整備する。湿原の保全及び再生を図るため、簡易な堰等を整備する。なお、湿原周辺の草原景観の維持と草原性動植物の生息・生育環境の改善を図るため、適切な草原管理を行う。</p> <p>また、計画区の中央部は、初級・中級者のスキー利用のために、リフト、休憩所等の施設を整備する。</p>	68.1										
面積計		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>公</th> <th>私</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">105.0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">105.0</td> </tr> </tbody> </table>	国	公	私	0	105.0	0	105.0			
国	公	私										
0	105.0	0										
105.0												

番号	名称	区 域	計 画 目 標
3	榊水原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字岩立及び大字大内の 各一部	<p>本地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山の西側中腹に広がる標高700～800メートルの高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容がみられる。眼下には日本海に伸びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれ、日没には宍道湖の彼方に沈む夕日が美しい。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスをいかして、自然探勝、スキーなどの利用者のためのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
榭水原整備計画区	<p>地区東部には、初級、中級者用スキー場としてゲレンデ、リフト（甲乙併用）等を整備する。スキー利用期間以外は、リフトの起終点を中心に草原を利用したピクニック園地として整備するとともに、樹林地内には園路、解説板等を整備する。なお、整備に当たっては冬季のスキー利用に配慮する。</p> <p>地区中央部には、休憩所、駐車場、便所等公共施設を中心に整備する。</p> <p>南部の野営場及び北部、西部に位置する宿泊施設については、正面登山道の閉鎖や交通網の整備に伴い利用者の減少が著しい。当該地区は、一方で展望に優れ、また、草原景観を呈していることからピクニックや自然探勝を楽しむ利用者が多い。このため、ニーズを踏まえ、広場や探勝歩道等を備えたレクリエーションの拠点として整備する。</p>			69.1	一般計画 昭31.6.15決定 詳細計画 昭34.10.26決定 昭43.8.23変更 昭55.6.10変更 平2.3.8変更 平9.9.18変更 区域 昭32.10.1決定 昭43.8.23変更 平2.3.8変更
面積計		国	公	私	
		19.8	0	49.3	
		69.1			

イ 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 3 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
7	スキー場	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（蛇ヶ峠）
25	スキー場	鳥取県西伯郡大山町(上ノ原)
33	園 地	鳥取県西伯郡大山町（大平）
54	スキー場	鳥取県西伯郡大山町（大平）
55	宿 舎	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
56	園 地	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
57	野 営 場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
58	乗馬施設	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
59	運 動 場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
60	宿 舎	岡山県真庭市（三平山）
66	公衆浴場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）

告示年月日	理 由
昭50. 9. 13	近隣のスキー場により十分な需要対応ができており、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭50. 9. 13	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭50. 9. 13	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
平 2. 3. 8	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
平 2. 3. 8	近隣の国立公園区域外に宿泊施設が整備され、当該施設の必要性が失われたため削除する。
平 2. 3. 8	近隣の国立公園区域外に宿泊施設の付帯施設として園地が整備され、当該施設の必要性が失われたため削除する。
平 2. 3. 8	近隣の国立公園区域外に宿泊施設が整備され、当該施設の必要性が失われたため削除する。
平 2. 3. 8	米子大山線（車道）の沿線沿いの公園区域外に乗馬施設が整備されており、当該施設の必要性が失われたため削除する。
平 2. 3. 8	近隣の豪円山に大山町の運動施設が整備され、当該施設の必要性が失われたため削除する。
平 2. 3. 8	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
平 9. 9. 18	近隣の国立公園区域外に宿泊施設が整備され、当該施設の必要性が失われたため削除する。

ウ 道路（歩道）

① 削除

次の歩道を削除する。

（表 4：道路（歩道）削除表）

番号	路線名	区 間	主要経過地
2	香取岩伏線	起点－鳥取県西伯郡大山町（香取） 終点－鳥取県西伯郡大山町（岩伏分レ）	
3	豪円山船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（豪円山） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（船上山）	鏝抜山 香取 一息坂峠
5	豪円山槇原線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺） 終点－鳥取県西伯郡大山町（槇原）	豪円山
13	烏ヶ山東船上山線	起点－鳥取県日野郡江府町（烏ヶ山東） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（山川木地・国立公園境界）	
25	上蒜山周回線	起点－岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（中蒜山・歩道合流点） 起点－岡山県真庭市（塩釜） 終点－岡山県真庭市（上蒜山・歩道合流点）	
26	ふんぐり峠線	起点－岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（中蒜山・歩道合流点）	

告示年月日	理 由
昭50. 9. 13	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭50. 9. 13	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭50. 9. 13	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭50. 9. 13	加勢蛇川・鮎返りの滝付近の谷はたびたび崩落を繰り返し、地盤が脆弱なため新たな歩道整備は極めて困難であり、今後とも整備の見込みがないため削除する。
平2. 3. 8	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
平2. 3. 8	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

② 変更

次の歩道を変更する。

(表5：道路(歩道)変更表)

現 行				
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日
10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町(象ヶ鼻) 終点－鳥取県東伯郡琴浦町(茶園原)	大休峠 矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山 船上山	昭50. 9. 13
27	朝鍋鷲ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町 (深山口・国立公園境界) 起点－岡山県真庭郡新庄村 (野土路・国立公園境界) 終点－鳥取県日野郡江府町及び 岡山県真庭郡新庄村 (朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点)		平14. 3. 26

新 規					理 由
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整備方針	
10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町 (象ヶ鼻・歩道分岐点) 終点－鳥取県東伯郡琴浦町 (茶園原) 終点－鳥取県東伯郡琴浦町 (西坂登山口)	大休峠 矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山 船上山	三鈷峰から 船上山を経て 茶園原、西坂 登山口への登 山道として整 備する。	利用の状況 にあわせて船 上山から西坂 登山口へ至る 区間を追加す る。
27	朝鍋鷲ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町 (深山口・国立公園境界) 起点－岡山県真庭市 (蒜山上徳山) 起点－岡山県真庭郡新庄村 (野土路・国立公園境界) 終点－鳥取県日野郡江府町及び 岡山県真庭郡新庄村 (朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点)		深山口、野 土路及び蒜山 上徳山から朝 鍋鷲ヶ山に至 る登山道とし て整備する。	公園の利用 上必要な蒜山 上徳山から朝 鍋鷲ヶ山への 区間を追加す る。

3 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表6：指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、ヒモラン
イ ワ ヒ バ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
シ ノ ブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ、ヌカボシクリハラシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、オオエゾデンダ、イワオモダカ
ヒ ノ キ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
イ チ イ	キャラボク
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンボウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト (ダイセントリカブト)、ユキワリイチゲ、ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、オキナグサ、ノカラマツ、ヤマシャクヤク
メ ギ	サンカヨウ、トキワイカリソウ
ス イ レ ン	ヒツジグサ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ	シロウマオトギリ (ダイセンオトギリ)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ア ブ ラ ナ	ミヤマハタザオ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ ラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、イワキンバイ、ヒロハカワラサイコ、テリハキンバイ、ハマナス (ハマナシ)、ハスノハイチゴ、キビナワシロイチゴ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)
フ ウ ロ ソ ウ	イヨフウロ (シコクフウロ)、コフウロ、ハクサンフウロ (イブキフウロを含む。)、ビッチュウフウロ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ジンチョウゲ	コショウノキ、カラスシキミ
ス ミ レ	ダイセンキシミレ
ア カ バ ナ	ヒメアカバナ
イ ワ ウ メ	ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ
ツ ツ ジ	コメバツガザクラ、ドウダンツツジ、アカモノ (シロイワハゼ)、シラタマノキ、イワナシ、ツガザクラ、ミツバツツジ、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む。)、ダイセンミツバツツジ、ミヤマホツツジ、コケモモ、コバノミツバツツジ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
サクラソウ	ツマトリソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ、オオキヌタソウ、クルマバアカネ
ゴマノハグサ	コゴメグサ (イブキコゴメグサ)、キュウシュウコゴメグサ、ホソバママコナ、トウテイラン、ダイセンクワガタ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、ダイセンヒョウタンボク、オニヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、ハクサンシャジン (ナガバシャジンを含む。)、キキョウ
キク	チョウジギク、ミヤマヨメナ、ダルマギク、オキノアブラギク、サンインギク、イワギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、サンベサワアザミ (サンベイアザミ)、ホソバワダン、ホソバムカシヨモギ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、サワオグルマ、オキタンポポ、クシバタンポポ
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、アサツキ、ヤマラッキョウ、シライトソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、イワギボウシ、ミズギボウシ (ナガバミズギボウシ)、ササユリ、コオニユリ、チャボゼキショウ (ハコネハナゼキショウ)、エンレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシヤガ
イネ	ミヤマヌカボ、ヒゲノガリヤス、コメススキ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
サ ト イ モ	ムサシアブミ、ザゼンソウ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ、オタルスゲ、ダイセンアシボソスゲ
ラ ン	ナゴラン、ヒナラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ユウシュンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、アオフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、ホソバノキソチドリ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和11年2月1日	大山国立公園の指定
昭和38年4月10日	区域の一部変更と名称変更
昭和50年9月13日	再検討
平成2年3月8日	第2次点検に伴う一部変更
平成14年3月26日	区域拡張（毛無山一帯）

イ 規制計画

昭和13年5月13日	特別地域の指定
昭和32年7月8日	特別保護地区の指定
昭和38年4月10日	特別地域の拡張（第1種、2種、3種の地種区分） 特別保護地区の拡張
昭和50年9月13日	再検討
平成2年3月8日	第2次点検に伴う一部変更（植生復元）
平成9年9月18日	第3次点検に伴う一部変更（隠岐島地域）
平成14年3月26日	特別地域及び特別保護地区の追加

ウ 施設計画

昭和27年10月13日	単独施設の決定
昭和29年2月18日	集団施設地区の決定
昭和30年9月7日	単独施設計画の追加
昭和31年6月15日	集団施設地区の指定及び単独施設計画の追加
昭和31年12月17日	単独施設計画の追加
昭和32年7月8日	集団施設地区の変更
昭和34年10月26日	集団施設地区の変更
昭和37年12月10日	集団施設地区の変更
昭和38年4月10日	集団施設地区の追加指定及び単独施設計画の追加
昭和40年12月10日	集団施設地区の変更
昭和42年10月26日	運輸施設の追加
昭和43年8月23日	集団施設地区の変更
昭和43年10月1日	車道の変更
昭和45年1月22日	単独施設の追加
昭和50年9月13日	単独施設の変更
昭和55年6月10日	集団施設地区の変更
昭和57年8月31日	第1次点検に伴う変更
平成2年3月8日	第2次点検に伴う変更
平成7年8月21日	集団施設地区の変更及び単独施設の変更
平成9年9月18日	第3次点検に伴う変更
平成14年3月26日	区域拡張に伴う単独施設の追加

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表7：公園区域表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥取県	<p>倉吉市内 国有林鳥取森林管理署561林班から569林班まで及び649林班の全部並び547林班、548林班、550林班から552林班まで、554林班及び557林班の各一部</p> <p>倉吉市 関金町野添の一部</p>	1,904	
	<p>東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署570林班から582林班まで735林班、736林班及び737林班の全部</p> <p>東伯郡琴浦町 大字山川の全部並びに大字尾張、大字大父、大字中村及び大字野井倉の各一部</p>	2,453	
	<p>西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署599林班から601林班までの全部</p> <p>西伯郡伯耆町 大字岩立の全部並びに大字大内、大字金屋谷、大字小林、大字福兼及び大字丸山の各一部</p>	1,500	
	<p>西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署583林班から587林班まで、590林班、591林班、594林班から597林班まで、603林班から607林班まで及び709林班の全部</p> <p>西伯郡大山町 大山の全部並びに赤松、加茂、飯戸、高橋、豊房、羽田井、前及び松河原の各一部</p>	5,404	

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	日野郡日野町 大字貝原、大字金持、大字根雨及び大字三谷の各一部	669	
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署608林班、710林班から721林班までの全部 日野郡江府町 大字大河原、大字下蚊屋、大字俣野、大字御机、大字武庫及び大字吉原の各一部	3,553	
		小 計	15,483
岡 山 県	真庭市内 国有林岡山森林管理署127林班から130林班まで、1012林班、1013林班及び1018林班から1022林班までの全部 真庭市 蒜山上徳山、蒜山上長田、蒜山上福田、蒜山中福田、蒜山西茅部及び蒜山湯船の全部並びに蒜山下徳山、蒜山下福田、蒜山富掛田、蒜山富山根及び蒜山本茅部の各一部	5,360	
	真庭郡新庄村 鍛冶屋ノ上へ、金カ谷鉦向、木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、子レノキ谷、三本杉東平ラ、下モ木地屋、鉦奥、土用井手ノ下タ、中曽根日名平ラ、西谷日名平ラ、西谷尻、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ向、家ノ前、家ノ後、家ノ後口、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、木地屋敷、荒神ノ前、三本杉、三本杉滝ノ下タ、田浪、田浪尻左平ラ、土用、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷、本谷道ハタ及び屋敷の各一部	1,174	
		小 計	6,534
合 計			22,017

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表8：特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署549林班、564林班、566林班及び569林班の全部並びに547林班、548林班、550林班から552林班まで、554林班、557林班、562林班、563林班、565林班、567林班及び568林班の各一部 倉吉市 関金町野添の一部	874	
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署570林班から582林班まで、735林班、736林班及び737林班の全部 東伯郡琴浦町 大字山川の全部並びに大字大父、大字中村及び大字野井倉の各一部	2,348	
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署599林班から601林班までの全部 西伯郡伯耆町 大字岩立の全部並びに大字大内、大字金屋谷、大字小林、大字福兼及び大字丸山の各一部	1,008	
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署583林班から587林班まで、590林班、591林班、594林班から597林班まで、603林班から607林班まで及び709林班の全部 西伯郡大山町 大山の全部並びに赤松、飯戸、豊房、羽田井、前及び松河原の各一部	3,791	

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	日野郡日野町 大字貝原、大字金持、大字根雨及び大字三谷の各一部	343	
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署608林班、710林班から721林班までの全部 日野郡江府町 大字大河原、大字下蚊屋、大字御机、大字俣野、大字武庫及び大字吉原の各一部	3,008	
		小 計	11,372
岡 山 県	真庭市内 国有林岡山森林管理署127林班から130林班まで、1012林班、1013林班及び1018林班から1022林班までの全部 真庭市 蒜山上徳山、蒜山上長田、蒜山上福田、蒜山中福田、蒜山西茅部及び蒜山湯船の全部並びに蒜山下徳山、蒜山下福田、蒜山富掛田、蒜山富山根及び蒜山本茅部の各一部	5,241	
	真庭郡新庄村 鍛冶屋ノ上へ、金カ谷鉦向、木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、子レノキ谷、三本杉東平ラ、下モ木地屋、鉦奥、土用井手ノ下タ、中曽根日名平ラ、西谷日名平ラ、西谷尻、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ向、家ノ前、家ノ後、家ノ後口、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、木地屋敷、荒神ノ前、三本杉、三本杉滝ノ下タ、田浪、田浪尻左平ラ、土用、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷、本谷道ハタ及び屋敷の各一部	1,174	
		小 計	6,415
合 計			17,787

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表9：特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署572林班及び575林班の全部並びに 581林班及び582林班の各一部 東伯郡琴浦町 大字山川の一部	334	
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署595林班及び604林班から607林班 までの各一部	644	
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署608林班の全部 日野郡江府町 大字御机の一部	264	
		小 計	1,242
岡 山 県	真庭郡新庄村 子レノキ谷の全部並びに田浪の一部	262	
		小 計	262
合 計			1,504

(表10：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
大山山頂部	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 595林班及び604林班から607林班までの各一部
地獄谷 烏ヶ山	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 608林班の全部 鳥取県日野郡江府町 大字御机の一部 鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 572林班及び575林班の全部
船上山	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 581林班及び582林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字山川の一部
毛無山南面	岡山県真庭郡新庄村 子レノキ谷の全部並びに田浪の一部
合	

地区の概要	面積(ha)
<p>大山山頂を中心とした地域で、ダイセンコゴメググサ、ミヤマキンバイ、ダイセンクワガタ、ダイセンキスミレ等の高山植物群落、特別天然記念物に指定されているダイセンキャラボクの純林、樹齢百数十年のブナの原生林の植物景観、トロイデ火山山頂部の自然景観がある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	644
<p>地獄谷、烏ヶ山を中心とした地域で、地獄谷の峡谷地形、ブナの原生林を中心とした植生、烏ヶ山の円頂丘地形、及び同地に生育し中国地方では特異な日本の南限であるミヤマハンノキ群落がある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	565
<p>矢筈ヶ山から船上山にかけては溶岩台地からなり、山腹のブナ林又はヒメコマツ林、山頂部の高山植物群落など植物景観に優れている。また船上山の史跡は文化財に指定され、文化景観上価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性が高い地区である。</p>	33
<p>毛無山から白馬山周辺の標高800～1,000m付近には、中国地方では貴重な存在のまとまった面積のブナを主体とする天然林が広がり、天然スギを交えた特徴ある景観を形成している。毛無山山頂をはじめとする尾根筋からは、中国地方最高峰の大山や蒜山三座、弓ヶ浜半島から島根半島などを一望することができ、厳正に景観の保護を図る必要性が高い地区である。</p>	262
計	1,504

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表11：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
鳥 取 県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署547林班から551林班までの各一部	174	
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署570林班から571林班、574林班、577林班、578林班及び580林班の全部並びに573林班、576林班、579林班、581林班及び582林班の各一部	1,055	
	東伯郡琴浦町 大字中村及び大字山川の各一部		
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署600林班及び601林班の各一部	218	
	西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷及び大字小林の各一部		
西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署583林班、584林班、590林班、591林班及び594林班の全部並びに585林班から587林班まで、595林班から597林班及び603林班から607林班までの各一部	1,741		
西伯郡大山町 赤松、大山、羽田井、前及び飯戸の各一部			

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 718林班から721林班までの各一部		
	日野郡江府町 大字御机及び大字吉原の各一部	319	
		小 計	3,507
岡 山 県	真庭市内 国有林岡山森林管理署 127林班の一部		
	真庭市 蒜山上福田、蒜山下徳山、蒜山中福田及び蒜山湯船の 各一部	688	
		小 計	688
合 計			4,195

(表12：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
蒜山三座の稜線部	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 547林班から551林班までの各一部
大山滝 飯盛山	鳥取県東伯郡琴浦町 国有林鳥取森林管理署 570林班から571林班及び574林班の全部並びに573林班及び576林班の各一部
矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山～船上山	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 577林班、578林班及び 580林班の全部並びに579林班、581林班及び582林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字中村及び大字山川の各一部 鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 583林班及び584林班の全部並びに585林班から587林班までの各一部 鳥取県西伯郡大山町 羽田井の一部
川床・米子大山線沿線 大山口停車場大山線沿線 大山環状道路沿線	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 590林班、591林班及び 594林班の全部並びに595林班から597林班、600林班、601林班及び 603林班から607林班までの各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林の一部 鳥取県西伯郡大山町 赤松、大山、前及び飯戸の各一部

地区の概要	面積(ha)
<p>上蒜山(1,202m)、中蒜山(1,125m)下蒜山(1,100m)の稜線部分を形成する地区であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	174
<p>加勢蛇川の上流域である地獄谷溪谷を中心とした山塊で自然植生はクロモジブナ群落に覆われ、大山滝から上流の溪畔はジュウモンジシダーサワグルミ群落が見られる地区であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	449
<p>船上山から矢筈ヶ山に至る連山を中心とした急傾斜の山塊で、自然植生のクロモジブナ群落に覆われ、尾根に局所的にヒメコマツ群落、自然低木林が見られる。</p> <p>本地域の北～東の周辺は代償植生であり、地域内も一部ブナーミズナラ群落、コナラ群落、スギヒノキ・サワラ植林に置き換わっている地区である。</p> <p>優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,162
<p>川床から大休峠に至る中国自然歩道周辺の比較的緩傾斜の多い山地で、植生は、歩道西側は自然植生のクロモジブナ群落で、東側は代償植生に置き換わっている。</p> <p>米子大山線及び大山口停車場大山線の沿線には、樹齢数百年の黒松並木が優れた景観を作っており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>大山西斜面麓の環状道路周辺の傾斜地である。全て代償植生に置き換わっているが、ブナーミズナラ群落が卓越した優れた景観を作っており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,246

名 称	区 域
毛無山北面	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 718林班及び719林班の各一部
鏡ヶ成風景林	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 720林班及び721林班の各一部 鳥取県日野郡江府町 大字御机及び大字吉原の各一部
倉吉江府溝口線の一部沿線	鳥取県日野郡伯耆町 大字岩立、大字大内及び大字金屋谷の各一部
二俣山南麓部 蒜山大山スカイライン西部	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127林班の一部 岡山県真庭市 蒜山上福田、蒜山下徳山及び蒜山湯船の各一部
上蒜山の一部	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127林班の一部 岡山県真庭市 蒜山中福田の一部
合	

地区の概要	面積(ha)
<p>毛無山の北面は、南面に比して傾斜が急な斜面になっており、林床をチマキザサに覆われたブナを主体とする自然林が広く分布し、極めて良好な風致を維持しており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	68
<p>大山南壁山麓の傾斜地で、標高1000m以上は自然植生のクロモジブナ群落 distributes が分布するが、以下は代償植生に置き換わっている。優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	251
<p>道路沿道を赤松植林の優れた景観となっており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	157
<p>二俣山の南山麓部にあつて700m～800m位にクリーミズナラ群落、それ以下にコナラ群落が卓越している地区である。 蒜山大山スカイラインの西部地域で、伐採群落、カラマツ植林及びコナラ群落にスギ・ヒノキ・サワラ植林が点在している植生を作っている地区である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	587
<p>上蒜山地域の一部の地区。上蒜山の南西山麓に広がり、クロモジブナ群落とクリーミズナラ群落に覆われた地区であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	101
計	

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表13：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署554林班及び557林班の各一部	39	
	東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署582林班の一部		
	東伯郡琴浦町 大字山川の一部	110	
	西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署600林班及び601林班の各一部		
	西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷、大字小林及び大字丸山の各一部	209	
	西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署585林班から587林班まで、596林班、597林班、603林班、607林班及び709林班の各一部		
	西伯郡大山町 赤松、大山、豊房、前、松河原及び飯戸の各一部	1,217	
日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署710林班から718林班まで、720林班及び721林班の各一部			
日野郡江府町 大字下蚊屋、大字俣野及び大字御机の各一部	1,126		
		小 計	2,701

県名	区 域	面積(ha)	
岡 山 県	真庭市内 国有林岡山森林管理署128林班から130林班、1012林班、1013林班及び1018林班の全部並びに1019林班及び1020林班の各一部 真庭市 蒜山上徳山、蒜山上長田、蒜山上福田、蒜山下福田、蒜山下徳山、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山中福田、蒜山西茅部及蒜山湯船の各一部	2,724	
	真庭郡新庄村 木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、下モ木地屋、中曽根日名平ラ、西谷尻、西谷日名平ラ、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ後、家ノ後口、家ノ前、家ノ向、鍛冶屋ノ上へ、木地屋敷、荒神ノ前、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷及び屋敷の各一部		27
		小 計	2,751
合 計		5,452	

(表14：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
アゼチ	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 554林班及び557林班の各一部
船上山山麓	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 582林班の一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字山川の一部
伯耆町大字小林及び大字丸山	鳥取県西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 600林班及び601林班の各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林及び大字丸山の各一部
槇原 大山寺 大山寺スキー場 文殊谷	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 596林班、597林班、603林班及び607林班の各一部 鳥取県西伯郡大山町 赤松、大山、豊房、前、及び飯戸の各一部
矢筈ヶ山 甲ヶ山 勝田ヶ山～船上山の西側山麓	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 585林班から587林班及び709林班の各一部 鳥取県西伯郡大山町 大字松河原の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>クロモジブナ群落とススキ群落が混在する地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	39
<p>船上山周辺の風景林地区である。 植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林とコナラ植林が混在する地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	110
<p>本地区は、第1種特別地域を囲むように位置し、ブナクラス域代償植生であるクレーミズナラ群落に覆われている地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	146
<p>槇原は、大山西山麓の佐陀川流域緩傾斜地である。標高700m以上はブナーミズナラ群落、以下は概ねアカマツ植林である。大山寺集団施設地区を有し、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に囲まれた標高800mの傾斜地に位置し、古くから地蔵信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊が数多くある。米子大山線道路（車道）等により米子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても広く知られている。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	899
<p>山麓部はクロモジブナ群落に覆われるが、標高が下がるにつれ、代償植生のブナーミズナラ群落が主体の東大山県有林があり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	318

名 称	区 域
江府町御机 鏡ヶ成休暇村 瓜菜沢 三平山 朝鍋鷺ヶ山から白馬山稜線部	鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710林班から718林班まで、720林班及び721林班の各一部 鳥取県日野郡江府町 大字下蚊屋、大字俣野及び大字御機の各一部
榊水原	鳥取県日野郡伯耆町 大字岩立、大字大内及び大字御機の各一部
毛無山南部	岡山県真庭郡新庄村 木地屋谷尻、木地屋、木地屋敷川端、木地屋河端、木地屋渡り、下モ木地屋、中曽根日名平ラ、西谷尻、西谷日名平ラ、與右衛門屋敷及び與右エ門屋敷の全部並びに家ノ上へ、家ノ後、家ノ後口、家ノ前、家ノ向、鍛冶屋ノ上へ、木地屋敷、荒神ノ前、中曽根、林ガ谷、東谷、東谷尻、古屋敷及び屋敷の各一部
真庭市川上村	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 128林班から130林班、1012林班、1013林班及び1018林班の全部並びに1019林班及び1020林班の各一部 岡山県真庭市 蒜山湯船、蒜山上福田、蒜山下徳山、蒜山上徳山、及び蒜山西茅部の各一部
蒜山南山麓部	岡山県真庭市 蒜山中福田、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山下福田、及び蒜山上長田の各一部
合	

地区の概要	面積(ha)
<p>江府町御机、鏡ヶ成休暇村、瓜菜沢付近は、牧草地が点在し、三平山に南下する地点は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が多く、三平山については、ススキ、ササ草原が卓越している地区である。</p> <p>朝鍋鷲ヶ山から白馬山にかけての稜線部には、保護林帯としてブナを主体とする自然林が残されており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,126
<p>本地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山西側中腹に広がる標高700～800mの高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容が見られ、眼下には、日本海に伸びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれる地区である。良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	63
<p>田浪集落の北側の野営場等の利用施設の整備が計画されている地区であり、利用施設周辺の良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	27
<p>二俣山、擬宝珠山の稜線部をとおり、蒜山大山スカイライン沿いのコナラ林を抜ける地区である。三平山に南下する地点は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が多く、三平山の東側については、ススキ、ササ草原が卓越している地区である。また、蒜山三座の南西部に広がる草原景観が優れている地区である。</p> <p>良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,436
<p>蒜山三座の南麓には、噴火によって湖が干上がってできた蒜山高原が広がっており、広大な草原景観がのどかな雰囲気を醸し出している地区であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,288
計	5,452

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表15：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥取県	<p>倉吉市内 国有林鳥取森林管理署564林班、566林班及び569林班の全部並びに549林班、550林班、552林班、554林班、562林班、563林班、565林班、567林班及び568林班の各一部</p> <p>倉吉市 関金町野添の一部</p>	661	
	<p>東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署735林班から737林班までの全部及び573林班、576林班及び579林班の各一部</p> <p>東伯郡琴浦町 大字大父、大字野井倉及び大字山川の各一部</p>	849	
	<p>西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署599林班全部及び600林班並びに601林班の各一部</p> <p>西伯郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷、大字福兼及び大字丸山の各一部</p>	581	
	<p>西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署709林班の一部</p> <p>西伯郡大山町 赤松及び羽田井の各一部</p>	189	

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	日野郡日野町 大字貝原、大字金持及び大字三谷の各一部	343	
	日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署710林班から719林班までの各一部 日野郡江府町 大字大河原、大字下蚊屋、大字御机、大字俣野、大字武庫及び大字吉原の各一部	1,299	
		小 計	3,922
岡 山 県	真庭市内 国有林岡山森林管理署1021林班及び1022林班の全部並びに127林班から130林班まで、1012林班、1013林班及び1018林班から1020林班までの各一部 真庭市 蒜山上福田、蒜山上長田、蒜山西茅部、蒜山上徳山、蒜山本茅部、蒜山中福田及び蒜山湯船の各一部	1,829	
	真庭郡新庄村 金カ谷鉦向、鉦奥、三本杉東平ラ及び土用井手ノ下タの全部並びに家ノ後、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、三本杉、三本杉滝ノ下タ、田浪、土用、林ガ谷、東谷尻及び本谷道ハタの各一部	885	
		小 計	2,714
合 計			6,636

(表16: 第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
象山北山麓	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 564林班、566林班及び569林班の全部並びに549林班、550林班、 552林班、554林班、562林班、563林班、565林班、567林班及び 568林班の各一部 鳥取県倉吉市 関金町野添の一部
一向平	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 737林班の全部並びに573林班及び576林班の各一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字野井倉の一部
勝田ヶ山東山麓	鳥取県東伯郡琴浦町内 国有林鳥取森林管理署 735林班及び736林班の全部並びに579林班の一部 鳥取県東伯郡琴浦町 大字大父及び大字山川の各一部
伯耆町大字丸山の一部	鳥取県西伯郡伯耆町内 国有林鳥取森林管理署 599林班の全部並びに600林班及び601林班の各一部 鳥取県西伯郡伯耆町 大字丸山の一部
中楨原	鳥取県西伯郡大山町 赤松の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>象山北山麓は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が全体として広がっており、林業との調整を図る必要のある地区である。</p>	661
<p>鮎返りの滝の周辺林地である。一向平はススキ草原に覆われ、周辺の林地は、クレーミズナラ群落である地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	379
<p>勝田ヶ山の東山麓である。大半をスギ・ヒノキ・サワラ植林が占めモザイク状にコナラ群落が入る地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	470
<p>大山西山麓の佐陀川流域緩傾斜地である。全て代償植生に置き換わっており、概ねアカマツ植林である地区である。風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	288
<p>伯耆町大字丸山に接する地区である。米子大山線道路（車道）沿いの黒松並木の外側に位置し、アカマツ植林の占める地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	106

名 称	区 域
大山町羽田井の一部	<p>鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 709林班の一部</p> <p>鳥取県西伯郡大山町 羽田井の一部</p>
朝鍋鷲ヶ山～毛無山～ 宝仏山	<p>鳥取県日野郡日野町 大字貝原、大字金持及び大字三谷の各一部</p> <p>鳥取県日野郡江府町内 国有林鳥取森林管理署 710林班から719林班までの各一部</p> <p>鳥取県日野郡江府町 大字俣野及び大字武庫の各一部</p>
大山南西部 鏡ヶ成西部 三平山西部	<p>鳥取県日野郡江府町 大字大河原、大字御机、大字下蚊屋、大字俣野及び大字吉原の各一部</p>
福永原自衛隊演習場	<p>鳥取県日野郡伯耆町 大字岩立、大字大内、大字金屋谷及び大字福兼の各一部</p>
田浪集落西側 坊主山東斜面 朝鍋鷲ヶ山～白馬山南部	<p>岡山県真庭郡新庄村 鍛冶屋ノ上へ、田浪尻左平ラ及び田浪の各一部</p> <p>岡山県真庭郡新庄村 金カ谷鉦向、鉦奥、三本杉東平ラ及び土用井出ノ下タの全部並びに 家ノ後、金カ谷、金カ谷奥、金カ谷尻、三本杉、三本杉滝ノ下タ、 田浪、土用、杉ガ谷、東谷尻及び本谷道ハタの各一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>船上山西側山麓の第1種特別地域の西側に位置する地区で、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	83
<p>国有林内の朝鍋鷲ヶ山から毛無山の北麓部には、スギ、ヒノキの人工林を主体とした良好な風致の森林が広がり、毛無山西部から宝仏山にかけては、スギ、ヒノキの良好な人工林と二次林が混在した良好な森林が広がっており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,245
<p>大字大河原、大字吉原の地区は、崩壊地である一の沢、二の沢の自然裸地の他、クリーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がモザイク状に分布する地区である。大字御机、大字下蚊屋の地区は、鏡ヶ成風景林の第1種特別地域に隣接する。</p> <p>大字俣野の地区は、三平山の第2種特別地域に隣接する地区である。</p> <p>風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	397
<p>日野郡江府町の大字大河原及び大字吉原の地区に隣接し、福永原自衛隊演習場がある地区である。植生は、クリーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がモザイク状に分布する地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	293
<p>田浪集落の西側の坊主山周辺は、二次的な自然林が広がり良好な風致が維持されており、歩道が計画されている。歩道周辺の風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>朝鍋鷲ヶ山から白馬山南部には、ブナを主体とした自然林、二次林、スギ、ヒノキの人工林が広がり、揚水発電式ダムである土用ダムがあるなど、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	885

名 称	区 域
二俣山南麓	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 1021林班及び1022林班の全部並びに127林班から130林班まで、 1012林班1013林班及び1018林班から1020林班までの各一部 岡山県真庭市 蒜山上福田、蒜山西茅部、蒜山上徳山、蒜山本茅部及び蒜山湯船の 各一部
中蒜山 下蒜山南麓	岡山県真庭市内 国有林岡山森林管理署 127林班の一部 岡山県真庭市 蒜山上長田及び蒜山中福田の各一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>二俣山南麓部は、タラノキークマイチゴ`群落広がる伐採跡地で、クレーミズナラ群落モザイク状分布している。</p> <p>瓜菜沢から三平山に南下する地区は、スギ・ヒノキ・サワラ群落と伐採群落及びコナラ群落モザイク状広がっている地区である。</p> <p>風致の維持を図る必要性の高い地区である</p>	1,687
<p>蒜山三座の南麓には、噴火によって湖が干上がってできた蒜山高原が広がっており、広大な草原景観がのどかな雰囲気醸し出している地区であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	142
計	

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表17：普通地域表)

県名	区 域	面積(ha)	
鳥 取 県	倉吉市内 国有林鳥取森林管理署561林班の全部及び562林班、563林班、565林班、567林班及び568林班の各一部 倉吉市 関金町野添の一部	1,030	
	東伯郡琴浦町 大字尾張の一部	105	
	西伯郡伯耆町 大字大内、大字金屋谷、大字小林及び大字丸山の各一部	492	
	西伯郡大山町 赤松、加茂、高橋、豊房、羽田井、松河原、前及び飯戸の各一部	1,613	
	日野郡江府町 大字大河原、大字俣野、大字武庫及び大字吉原の各一部	545	
	日野郡日野町 大字貝原、大字三谷、大字金持及び大字根雨の各一部	326	
		小 計	4,111
岡 山 県	真庭市 大字茅部の一部	119	
		小 計	119
合 計		4,230	

(表18：普通地域内訳表)

名 称	区 域
野添地区	鳥取県倉吉市内 国有林鳥取森林管理署 561林班の全部及び562林班、563林班、565林班、567林班及び568林班の各一部 鳥取県倉吉市 関金町野添の一部
船上山北部	鳥取県東伯郡琴浦町 大字尾張の一部
水無原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字小林及び大字丸山の各一部
赤松池周辺及び草谷原	鳥取県西伯郡大山町 赤松、豊房、前及び飯戸の各一部
香取周辺	鳥取県西伯郡大山町 加茂の一部
香取周辺東部地域	鳥取県西伯郡大山町 松河原、高橋及び羽田井の各一部
笛吹山南斜面 朝鍋鷲ヶ山西斜面	鳥取県日野郡江府町 大字大河原、大字俣野、大字武庫、及び大字吉原の各一部
榎水高原南部	鳥取県日野郡伯耆町 大字大内及び大字金屋谷の各一部
宝仏山麓 金持神社	鳥取県日野郡日野町 大字貝原、大字三谷、大字金持、大字根雨の各一部
真庭市 大字茅部	岡山県真庭市 大字茅部の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
スギ・ヒノキ・サワラ植林の中に、クリーミズナラ群落、コナラ群落がモザイク状に分布している地区である。	1,030
船上山北部の第1種特別地域及び第2種特別地域に隣接するアカマツ植林の地区である。	105
大山ゴルフ場を内包し、大部分がアカマツ植林に覆われた地区である。	338
赤松池の第1種特別地域の東側一帯に広がるアカマツ植林の地区及び草谷原の牧草地を含む地区。	833
香取周辺の牧草地帯である。	60
南部は香取周辺の牧草地帯があり、北東部にアカマツ植林が入る地区である。	720
<p>笛吹山南麓のブナーミズナラ群落とスギ・ヒノキ・サワラ群落がモザイク状になった地区である。</p> <p>朝鍋鷲ヶ山西斜面の風景の維持を図るため必要な地区である。</p>	545
榎水高原南部に位置し、クリーミズナラ群落に覆われる地区である。	154
宝仏山北麓及び南麓並びに金持神社周辺の風景の維持を図るため必要な地区である。植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林とコナラ植林が混在している地区である。	326
伐採群落にブナーミズナラ群落が点在する地区である。	119
計	4,230

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表19：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地								
地 種 区 分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
鳥 取 県	土地所有別面積	1,052	133	57	2,842	255	410	900	286	1,515
	地種区分別面積 (比率)	1,242			3,507 (15.9)			2,701 (12.3)		
	地域地区別面積 (比率)	(5.6)								
	地域別面積 (比率)									
岡 山 県	土地所有別面積	0	191	71	659	29	0	429	2,101	221
	地種区分別面積 (比率)	262			688 (3.1)			2,751 (12.5)		
	地域地区別面積 (比率)	(1.2)								
	地域別面積 (比率)									
大 山 蒜 山 地 域 合 計	土地所有別面積	1,052	324	128	3,501	284	410	1,329	2,387	1,736
	地種区分別面積 (比率)	1,504			4,195 (19.1)			5,452 (24.8)		
	地域地区別面積 (比率)	(6.8)								
	地域別面積 (比率)									
隠 岐 島 等 地 域 合 計	土地所有別面積	146	30	554	149	88	348	66	903	4,430
	地種区分別面積 (比率)	730			585 (4.5)			5,399 (41.4)		
	地域地区別面積 (比率)	(5.6)								
	地域別面積 (比率)									
大 山 隠 岐 国 立 公 園 合 計	土地所有別面積	1,198	354	682	3,650	372	758	1,395	3,290	6,166
	地種区分別面積 (比率)	2,234			4,780 (13.6)			10,851 (31.0)		
	地域地区別面積 (比率)	(6.4)								
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積 ha、比率 %)

域			普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
1,809	942	1,171	487	448	3,176	7,090	2,064	6,329
3,922 (17.8)								
10,130 (46.0)								
11,372 (51.6)			4,111 (18.7)			15,483 (70.3)		
1,242	685	787	0	0	119	2,330	3,006	1,198
2,714 (12.3)								
6,153 (27.9)								
6,415 (29.1)			119 (0.5)			6,534 (29.7)		
3,051	1,627	1,958	487	448	3,295	9,420	5,070	7,527
6,636 (30.1)								
16,283 (73.9)								
17,787 (80.8)			4,230 (19.2)			22,017 (100.0)		
364	565	5,340	0	2	51	725	1,588	10,723
6,269 (48.1)								
12,253 (94.0)								
12,983 (99.6)			53 (0.4)			13,036 (100.0)		
3,415	2,192	7,298	487	450	3,346	10,145	6,658	18,250
12,905 (36.8)								
28,536 (81.4)								
30,770 (87.8)			4,283 (12.2)			35,053 (100.0)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表20：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 町村名		現 行							
		特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
鳥 取 県	倉吉市		0	174	39	661	874	1,030	1,904
	東伯郡	琴浦町	334	1,055	110	849	2,348	105	2,453
	西伯郡	伯耆町	0	218	209	581	1,008	492	1,500
		大山町	644	1,741	1,217	189	3,791	1,613	5,404
	日野郡	日野町	0	0	0	343	343	326	669
		江府町	264	319	1,126	1,299	3,008	545	3,553
	小 計		1,242	3,507	2,701	3,922	11,372	4,111	15,483
岡 山 県	真庭市		0	688	2,724	1,829	5,241	119	5,360
	真庭郡	新庄村	262	0	27	885	1,174	0	1,174
	小 計		262	688	2,751	2,714	6,415	119	6,534
大山蒜山地域 合 計		1,504	4,195	5,452	6,636	17,787	4,230	22,017	
隠岐島・島根半島・ 三瓶山地域 合 計		730	585	5,399	6,269	12,983	53	13,036	
大山隠岐国立公園 合 計		2,234	4,780	10,851	12,905	30,770	4,283	35,053	

(5) 保護施設計画

保護施設計画は次のとおりである。

(表21：保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	鳥取県西伯郡大山町（大山頂上）
2	植生復元施設	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（毛無山稜線部）

整 備 方 針	旧計画との関係
<p>登山者の踏み荒らしにより裸地化している大山頂上の植生を復元するために設ける。</p>	<p>平2.3.8 告示</p>
<p>白馬山、ウド山から毛無山にかけての稜線沿いにおいて、登山者の踏圧などによって衰退しているカタクリの植生の復元を図る。</p>	<p>平14.3.26 告示</p>

(6) 利用施設計画

ア 集団施設地区

大山寺、鏡ヶ成、榎水原及び蒜山集団施設地区を次のとおりとする。

(表22：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	大 山 寺	鳥取県西伯郡大山町内 国有林鳥取森林管理署 596林班及び603林班 の各一部 鳥取県西伯郡大山町 大山の一部	本地区は、大山の北西側の中腹、ブナの自然林等に 囲まれた標高約800メートルの傾斜地に位置し、古く から地藏信仰・牛馬市で栄えた門前町で、旅館や宿坊 が数多くある。米子大山線道路（車道）等により、米 子、松江方面へ通じ、西日本最大のスキー場としても 広く知られている。 利用形態は、登山、野営、自然探勝、スキーなどが 主である。 この恵まれた自然・文化環境や良好なアクセスをい かし、自然探勝及び屋外レクリエーションの拠点とな るよう施設を計画するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	<p>本地区の北部に位置する野営、スキー等の利用を中心とする整備計画区である。</p> <p>本計画区の中央部の既存野営場及び北部の運動施設を適切に維持管理する。</p> <p>また、既設スキー場を適切に維持管理するとともに、スキーシーズン以外にはピクニック園地としても利用できるように整備する。</p>	197.6	<p>一般計画 昭29. 2. 18決定</p> <p>詳細計画 昭40. 12. 10決定 昭57. 8. 31変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18変更</p>
中部整備計画区	<p>本地区の中心的な整備計画区として、自然探勝、登山、スキー等の利用者のために、宿舎、休憩所、博物展示施設、駐車場、案内所等の施設を整備する。</p> <p>また、佐蛇川の河畔に面した樹林は、自然探勝、散策のための園地として整備する。</p>	19.3	<p>区域 昭32. 10. 1 決定 昭40. 12. 10変更 昭57. 8. 31変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18変更</p>
南部整備計画区	<p>溝口大山線道路（車道）が通過し、佐蛇川左岸に位置するミズナラなどの自然林に囲まれた野営、宿泊等の利用を中心とする整備計画区である。</p> <p>自然探勝、登山利用のために車道東部には宿泊施設の整備を図るとともに、西部には、野営場として、セントラルロッジ、炊事棟、便所、駐車場等の施設を整備する。</p>	16.8	
道路（車道）	各整備計画区の有機的な連絡を図る車道を整備する。		
給水施設	地区内の各施設に給水するための施設を整備する。		
排水施設	地区内の各施設からの排水（雑排水を含む。）を処理するために必要な施設を整備する。		
汚物処理施設	地区内の各施設等から排出されるゴミ等の汚物を処理するため、必要な施設を整備する。		
面積計		国	私
		31.9	14.7
		233.7	

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	鏡ヶ成	鳥取県日野郡江府町 大字御机の一部	<p>本地区は、御机笹ヶ平線道路（車道）及び蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、烏ヶ山南東部の標高約900メートル付近に位置し、周囲には良好なブナ林が広がる。一方、地区の中心部は草原景観を呈し、貴重な高層湿原も見られる。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスをいかし、登山、自然探勝、野営等のレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
中部整備計画区	<p>蒜山鏡ヶ成線道路（車道）及び御机笹ヶ平線道路（車道）が合流する本地区の拠点となる整備計画区である。</p> <p>自然探勝及びスキー利用者のために蒜山鏡ヶ成線道路の東側には本地区の中心施設である宿舎を中心に、園地等を整備し、西側は野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、駐車場等を自然環境に配慮して整備する。</p> <p>なお、本計画区中央部に広がる草原景観の維持に配慮するとともに、地区内の各施設へ給水のため必要な施設、各施設からの排水等（雑排水を含む。）を処理するための施設を整備する。</p>	36.9	<p>一般計画 昭31. 6. 5 決定</p> <p>詳細計画 昭37. 12. 10 決定 昭57. 8. 31 変更 平 2. 3. 8 変更 平 9. 9. 18 変更</p> <p>区域 昭37. 12. 10 決定 昭57. 8. 31 変更</p>
周辺部整備計画区	<p>象山、擬宝珠山等の山腹に位置する自然探勝、スキー利用等のための整備計画区である。</p> <p>冬期のクロスカントリー利用に配慮しつつ、北に位置する象山の自然林、湿原などを探勝するための歩道を整備する。湿原の保全及び再生を図るため、簡易な堰等を整備する。なお、湿原周辺の草原景観の維持と草原性動植物の生息・生育環境の改善を図るため、適切な草原管理を行う。</p> <p>また、計画区の中央部は、初級・中級者のスキー利用のために、リフト、休憩所等の施設を整備する。</p>	68.1	
面積計		国	私
		0	0
		105.0	

番号	名称	区 域	計 画 目 標
3	梣水原	鳥取県西伯郡伯耆町 大字岩立及び大字大内の 各一部	<p>本地区は、溝口大山線道路（車道）沿線に位置し、大山の西側中腹に広がる標高700～800メートルの高原で、眼前には美しいスロープを描く大山の秀麗な山容がみられる。眼下には日本海に伸びる湾曲した弓ヶ浜半島や中海に横たわる島根半島が望まれ、日没には宍道湖の彼方に沈む夕日が美しい。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスをいかして、自然探勝、スキーなどの利用者のためのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
榊水原整備計画区	<p>地区東部には、初級、中級者用スキー場としてゲレンデ、リフト（甲乙併用）等を整備する。スキー利用期間以外は、リフトの起終点を中心に草原を利用したピクニック園地として整備するとともに、樹林地内には園路、解説板等を整備する。なお、整備に当たっては冬季のスキー利用に配慮する。</p> <p>地区中央部には、休憩所、駐車場、便所等公共施設を中心に整備する。</p> <p>南部の野営場及び北部、西部に位置する宿泊施設については、正面登山道の閉鎖や交通網の整備に伴い利用者の減少が著しい。当該地区は、一方で展望に優れ、また、草原景観を呈していることからピクニックや自然探勝を楽しむ利用者が多い。このため、ニーズを踏まえ、広場や探勝歩道等を備えたレクリエーションの拠点として整備する。</p>			69.1	一般計画 昭31.6.15決定 詳細計画 昭34.10.26決定 昭43.8.23変更 昭55.6.10変更 平2.3.8変更 平9.9.18変更 区域 昭32.10.1決定 昭43.8.23変更 平2.3.8変更
面積計		国	公	私	
		19.8	0	49.3	
		69.1			

番号	名称	区 域	計 画 目 標
4	蒜 山	岡山県真庭市 蒜山上福田の一部	<p>本地区は、蒜山鏡ヶ成線道路（車道）沿線で、蒜山高原西部の標高約500～600メートルの南に向かう傾斜地に位置し、周辺に牧場や畑が広がる牧野的な雰囲気のある場所である。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスをいかし、国民休暇村として登山、自然探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
蒜山整備計画区	<p>南部には本地区の中心施設である宿舎を整備するとともに、休憩所、園地、駐車場、テニスコートなどを整備する。</p> <p>北部には草原景観の維持に配慮しつつ野営場、園地などを中心に整備する。</p> <p>また、地区内外の自然探勝、散策及び各施設を連絡するための歩道を整備する。</p> <p>地区内の各施設への給水のために必要な施設及び各施設からの排水を処理するための施設を整備する。</p>			67.8	<p>一般計画 昭38.4.10決定</p> <p>詳細計画 昭40.12.10決定 昭57.8.31変更 平9.9.18変更</p> <p>区域 昭40.12.10決定</p>
面積計		国	公	私	
		2.9	64.9	0	
		67.8			

- イ 単独施設
 単独施設を次のとおりとする。

(表23：単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1	園 地	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）
2	宿 舎	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）
3	野 営 場	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）
4	ス キ ー 場	鳥取県倉吉市（笹ヶ平）
5	休 憩 所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（皆ヶ山）
6	園 地	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（蛇ヶ虬）
8	休 憩 所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（上蒜山）
9	休 憩 所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（下蒜山）
10	休 憩 所	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（中蒜山）
11	園 地	鳥取県東伯郡琴浦町（一向平）
12	野 営 場	鳥取県東伯郡琴浦町（一向平）
13	避 難 小 屋	鳥取県東伯郡琴浦町（駒鳥）
14	園 地	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）
15	宿 舎	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）
16	野 営 場	鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原）
17	園 地	鳥取県東伯郡琴浦町（船上山）
18	園 地	鳥取県西伯郡大山町（赤松池）
21	園 地	鳥取県西伯郡大山町（楨原）
22	駐 車 場	鳥取県西伯郡大山町（楨原）
23	園 地	鳥取県西伯郡大山町（川床）
24	駐 車 場	鳥取県西伯郡大山町（仁王堂）
26	園 地	鳥取県西伯郡大山町（寂静山）
27	避 難 小 屋	鳥取県西伯郡大山町（大休峠）

整備方針	旧計画との関係
展望、散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者を対象とした野営場として整備する。	昭50. 9. 13告示
初心者用のスキー場として整備する。	昭57. 8. 31告示
皆ヶ山登山者の休憩所として整備する。	昭50. 9. 13告示
休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
上蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭57. 9. 31告示
下蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭50. 9. 13告示
中蒜山登山者の休憩所として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭50. 9. 13告示
登山者の避難小屋として整備する。	昭50. 9. 13告示
休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般自然探勝利用者及び登山者を対象とする宿舎として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、ピクニック園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩、ピクニック園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及びスキー利用者の駐車場として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及びスキー利用者の駐車場として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、散策園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
登山者の避難小屋として整備する。	昭57. 8. 31告示

番 号	種 類	位 置
28	避 難 小 屋	鳥取県西伯郡大山町（元谷）
29	避 難 小 屋	鳥取県西伯郡大山町（大山六合目）
30	避 難 小 屋	鳥取県西伯郡大山町（三鈷峰）
31	避 難 小 屋	鳥取県西伯郡大山町（大山頂上）
32	園 地	鳥取県西伯郡大山町（文珠堂）
34	園 地	鳥取県日野郡江府町（鍵掛峠）
35	園 地	鳥取県日野郡江府町（大平原）
36	宿 舎	鳥取県日野郡江府町（大平原）
37	ス キ 一 場	鳥取県日野郡江府町（大平原）
38	園 地	鳥取県日野郡江府町（城山）
39	園 地	鳥取県日野郡江府町（瓜奈沢）
40	園 地	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭市（鬼女台）
42	園 地	鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭市（三平山）
43	園 地	岡山県真庭市（奥苗代）
44	園 地	岡山県真庭市（皆ヶ山登山口）
45	園 地	岡山県真庭市（苗代谷）
46	宿 舎	岡山県真庭市（郷原）
47	ス キ 一 場	岡山県真庭市（郷原）
49	駐 車 場	岡山県真庭市（蛇ヶ峠入口）
50	園 地	岡山県真庭市（犬狭峠）
51	野 営 場	岡山県真庭市（犬狭峠）
52	園 地	岡山県真庭市（塩釜）
53	野 営 場	岡山県真庭市（塩釜）

整 備 方 針	旧計画との関係
登山者の避難小屋として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩園地として整備する。	昭57. 8. 31告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭50. 9. 13告示
初級、中級者用のスキー場として整備する。	昭57. 8. 31告示
展望園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
散策、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
登山者及びスキー利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭50. 9. 13告示
初級者用のスキー場として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者の駐車場として整備する。	昭50. 9. 13告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭57. 8. 31告示
展望、休憩園地として整備する。	昭50. 9. 13告示
一般利用者及び登山者を対象とする野営場として整備する。	昭50. 9. 13告示

番 号	種 類	位 置
61	野 営 場	岡山県真庭市（三平山）
62	園 地	岡山県真庭市（郷原）
63	野 営 場	岡山県真庭市（郷原）
64	ス キ ー 場	岡山県真庭市（丸山）
65	ス キ ー 場	岡山県真庭市（上蒜山）
67	園 地	鳥取県日野郡江府町（俣野）
68	園 地	鳥取県日野郡江府町（七段の滝）
69	園 地	鳥取県日野郡日野町（金持神社）
70	園 地	岡山県真庭郡新庄村（田浪）
71	野 営 場	岡山県真庭郡新庄村（田浪）
72	園 地	岡山県真庭郡新庄村（土用ダム）
73	野 営 場	岡山県真庭郡新庄村（土用ダム）

整 備 方 針	旧計画との関係
三平山園地探勝利用者及び三平山登山者を対象とする野営場として整備する。	平2.3.8 告示
古道である「大山街道」を復旧整備するとともに、蒜山の神話の地、史跡等を結ぶ周遊散策路及び蒜山三座を眺める展望・休養園地として整備する。	平2.3.8 告示
蒜山山麓の草原に自発的に作られている、通称郷原キャンプ場を改良、整備するとともに、里山林の中に新たな野営場を整備する。	平2.3.8 告示
蒜山のスキー場は、家族向けや国民休暇村利用者を対象とした初級者用のものしかないことから、より一般的、かつ中級者を主な対象としてスキー場として整備する。	平2.3.8 告示
蒜山国民休暇村利用者を対象とした牧野を利用した昔からの小規模なスキー場であるが、手狭なため、蒜山高原の家族向けスキー場として整備改良を図る。	平2.3.8 告示
毛無山登山の基地、展望、休憩等のための園地として整備する。	平14.3.26 告示
七段の滝探勝等のための園地として整備する。	平14.3.26 告示
金持神社等歴史的風景鑑賞、休憩等のための園地として整備する。	平14.3.26 告示
毛無山登山の基地、散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。	平14.3.26 告示
毛無山の自然とふれあうための野営場として整備する。	平14.3.26 告示
土用ダム周辺の展望、散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。	平14.3.26 告示
土用ダム周辺の自然とふれあうための野営場として整備する。	平14.3.26 告示

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表24：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	大山口大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（飯戸・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺・車道合流点）	
2	米子大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（赤松・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺集団施設地区）	
3	中山大山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（萩原・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺集団施設地区）	香取、川床、 上ノ原
4	御机笹ヶ平線	起点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（一向平・国立公園境界） 起点－鳥取県倉吉市（野添・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（野添・国立公園境界）	鏡ヶ成 笹ヶ平
5	榊水原御机線	起点－鳥取県西伯郡伯耆町（榊水原集団施設地区） 終点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）	鍵掛峠 大平原
6	溝口大山線	起点－鳥取県西伯郡伯耆町（岩立・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山集団施設地区）	榊水原
7	蛇ヶ虬線	起点－岡山県真庭市（湯船・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（蛇ヶ虬入口）	
8	蒜山鏡ヶ成線	起点－岡山県真庭市（三木ヶ原・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成集団施設地区）	鬼水台
9	倉吉江府線	起点－岡山県真庭市（内海・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（内海虬・国立公園境界）	内海虬

整備方針	旧計画との関係
大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
車道周辺の緑化の維持に努めるとともに、大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
鏡ヶ成集団施設地区及び笹ヶ平への到達道路として整備する。	昭57. 8. 31告示
車道周辺のブナ林の保護に努めるとともに、南大山の周回線道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
榊水原及び大山寺集団施設地区への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
蛇ヶ吶への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
鏡ヶ成及び蒜山集団施設地区への到達道路として整備する。	昭57. 8. 31告示
内海吶への到達道路として整備する。	昭57. 8. 31告示

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表25：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	蒜山高原線	起点－岡山県真庭市（蒜山国民休暇村・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（蒜山国民休暇村・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（苗代・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（内海岨・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（三平山・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（三平山・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（郷原・国立公園境界） 終点－岡山県真庭市（郷原・国立公園境界）	蒜山国民休暇村 三平山 郷原

整 備 方 針	旧計画との関係
<p>蒜山国民休暇村、三平山及び郷原（宿舎、野営場、園地、スキー場）ほかの利用拠点を連絡し、蒜山高原一帯の自然を自転車で探勝するための自転車道として整備する。</p>	<p>平2.3.8告示</p>

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表26：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	中国自然歩道線	起点－鳥取県東伯郡琴浦町（一向平・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（赤松池・国立公園境界） 終点－鳥取県西伯郡大山町（寂静山）	大山滝、大休峠、 中ノ原、寂静山、 大山寺、赤松池
4	川床三鈷峰線	起点－鳥取県西伯郡大山町（川床・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（下宝珠越・歩道合流点）	
6	大山寺三鈷峰線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺） 終点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道合流点）	大神山神社 元谷
7	大山登山道線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山山頂） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山山頂西・歩道合流点）	
8	大山寺鏡ヶ成線	起点－鳥取県西伯郡大山町（大山寺・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成）	
9	行者谷線	起点－鳥取県西伯郡大山町（元谷・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（大山六合目・歩道合流点）	
10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（西坂登山口）	大休峠、矢筈ヶ 山、甲ヶ山、 勝田ヶ山、船上山
11	奥大山鏡ヶ成線	起点－鳥取県西伯郡大山町（鳥越峠・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（新小屋峠）	鳥ヶ山
12	三ノ沢地獄谷線	起点－鳥取県西伯郡大山町（三ノ沢） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（地獄谷・歩道合流点）	鳥越峠 駒鳥
14	鏡ヶ成蒜山縦走線	起点－鳥取県日野郡江府町（新小屋峠） 終点－岡山県真庭市（犬狭峠・国立公園境界）	皆ヶ山、上蒜山、 中蒜山、下蒜山
15	大平原木谷線	起点－鳥取県日野郡江府町（大平原・歩道分岐点） 終点－鳥取県西伯郡大山町（木谷・歩道合流点）	
16	鳥ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成） 終点－鳥取県日野郡江府町（鳥ヶ山・歩道合流点）	

整備方針	旧計画との関係
中国自然歩道の一部として整備する。	昭57. 8. 31告示
三鈷峰への登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
三鈷峰への登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
大山山頂への主要登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
鏡ヶ成への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
大山六合目への登山道として整備する。	昭50. 9. 13告示
茶園原及び西坂登山口への縦走登山道として整備する。	昭50. 9. 13告示
新小屋峠への縦走登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
地獄谷への縦走登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
蒜山三山への縦走登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
三ノ沢地獄谷線歩道への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示
鳥ヶ山への到達道路として整備する。	昭50. 9. 13告示

番号	路線名	区間	主要経過地
17	鏡ヶ成蒜山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成集団施設地区） 終点－岡山県真庭市（明連・国立公園境界）	
18	鏡ヶ成三平山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鏡ヶ成） 終点－岡山県真庭市（朝鍋鷲ヶ山・国立公園境界）	鬼女台 内海岬 三平山
19	鬼女台城山線	起点－鳥取県日野郡江府町（鬼女台・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）	
20	蛇ヶ岬線	起点－岡山県真庭市（蛇ヶ岬入口） 終点－岡山県真庭市（蛇ヶ岬・歩道合流点）	
21	三木ヶ原皆ヶ山線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－鳥取県倉吉市（皆ヶ山・歩道合流点）	二俣山
22	上蒜山登山線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－岡山県真庭市（湯船・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（百合原・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（上蒜山・歩道合流点）	
23	三木ヶ原鬼女台線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（鬼女台・歩道合流点）	
24	中蒜山登山線	起点－岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界） 終点－鳥取県倉吉市（中蒜山・歩道合流点）	
27	朝鍋鷲ヶ山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（深山口・国立公園境界） 起点－岡山県真庭市（蒜山上徳山） 起点－岡山県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点）	
28	朝鍋鷲ヶ山白馬山縦走線	起点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（朝鍋鷲ヶ山・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（白馬山・歩道合流点）	金ヶ谷山
29	俣野毛無山線	起点－鳥取県日野郡江府町（俣野・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（毛無山・歩道合流点）	ウ下山

整備方針	旧計画との関係
蒜山への到達歩道として整備する。	昭57. 8. 31告示
朝鍋鷲ヶ山への到達歩道として整備する。	昭50. 9. 13告示
瓜菜沢周辺の草原を巡る自然探勝歩道として整備する。	昭50. 9. 13告示
鏡ヶ成蒜山縦走線歩道への到達路として整備する。	昭50. 9. 13告示
皆ヶ山への登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
上蒜山への登山道として整備する。	昭57. 8. 31告示
鬼女台城山線歩道への到達路として整備する。	昭57. 8. 31告示
中蒜山への登山道として整備する。	昭50. 9. 13告示
深山口、野土路及び蒜山上徳山から朝鍋鷲ヶ山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平14. 3. 26 告示
朝鍋鷲ヶ山から金ヶ谷山を経て白馬山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平14. 3. 26 告示
俣野から毛無山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平14. 3. 26 告示

番号	路線名	区間	主要経過地
30	毛無山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村（田浪・国立公園境界） 起点－岡山県真庭郡新庄村（田浪・歩道分岐点） 起点－岡山県真庭郡新庄村（田浪・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（毛無山山頂） 終点－岡山県真庭郡新庄村（毛無山・歩道合流点）	白馬山
31	朝刈川毛無山線	起点－鳥取県日野郡日野町（朝刈・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（毛無山・歩道合流点）	
32	宝仏山登山線	起点－鳥取県日野郡江府町（三谷・国立公園境界） 起点－鳥取県日野郡日野町（根雨・国立公園境界） 起点－鳥取県日野郡日野町（朝刈・国立公園境界） 終点－鳥取県日野郡江府町（宝仏山・歩道合流点）	
33	坊主山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村（田浪・国立公園境界） 終点－岡山県真庭郡新庄村（毛無山・歩道合流点）	
34	金ヶ谷山登山線	起点－岡山県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界） 終点－岡山県真庭郡新庄村（金ヶ谷山・歩道合流点）	

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表27：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間
1	丸山リフト	索道運送施設	起点－岡山県真庭市（丸山山麓） 終点－岡山県真庭市（丸山山麓）

整備方針	旧計画との関係
田浪から毛無山に至る登山道として整備する。登山者の利便を図るため要所に休憩所等を整備する。	平14. 3. 26 告示
朝刈から毛無山に至る登山道として整備する。	平14. 3. 26 告示
三谷、根雨から宝仏山に至る登山道として整備する。	平14. 3. 26 告示
田浪から坊主山に至る登山道として整備する。	平14. 3. 26 告示
金ヶ谷山から野土路に至る登山道として整備する。	平14. 3. 26 告示

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
丸山	蒜山高原を前面に、蒜山三座を望む絶好の展望地として利用の多い丸山までの運輸施設として、索道を整備する。	平2. 3. 8 告示